

第6節 産業廃棄物処理の課題

1 再資源化が円滑に進まない

(1) 再生利用率が低い

循環型社会の構築が求められるなか、産業廃棄物の全国の再生利用率は42%（平成9年度）であるのに対し、本県の再生利用率は低位置にあり、昭和60年度49.8%、平成4年度42.8%、7年度37.5%、10年度32.9%と悪化の傾向にある。これに対し、脱水や焼却等の中間処理による減量化率は、それぞれの年度で33.3%、45.2%、50.0%、59.9%と大幅に増加している（図3-8参照）。

これは、下水道の急速な普及に伴い、下水汚泥が増加した（排出量として、脱水前の量が計上されるため、減量化率の増加の要因となる。）ことが、主原因であり、結果的に再生利用率を引き下げる原因となっている（下水汚泥を除く平成10年度の再生利用率は、48.9%である。）。

また、排出抑制が進んでいるのに比べ、再生利用が進んでおらず、再生利用量も減少の傾向にある。

本県では、今後数カ年は下水道の普及率の増大が見込まれており、再生利用率のさらなる減少も予想されるなかで、リサイクル関連法の定着等を通じ、再生利用量の増加、再生利用率の向上を図る必要がある。

(2) 再資源化施設の立地が進まない

循環型社会への転換が求められるなか、今後、破碎施設等再資源化施設の需要は、ますます増大するものと見込まれ、処理量に応じた施設の確保を図っていく必要がある。

このような再資源化施設の設置については、廃棄物処理施設として住民の合意形成が困難であるうえに、都市計画法や建築基準法の対象となるものがあることから、必要量を担う施設の確保や適正な配置について、関係部局等と協議検討を進める必要がある。

2 適正処理の障害となる要因が多い

平成9年、12年と2回にわたる廃棄物処理法の改正は、いわば、廃棄物問題の悪循環【不適正処理の増加→住民の不信感→施設設置を巡る紛争→困難となる施設設置→信頼ある施設の不足→不適正処理のさらなる増加】を断ち切ることを主眼とするものであった。

不法投棄等の不適正処理事案や施設設置を巡る紛争は、近年ますます、多発しており、悪循環の各段階で適正処理対策を強化・充実する必要がある。

(1) 不適正処理事案があとを絶たない

本県においても、不法投棄等の増加・悪質化は全国の例に漏れないところであり、県による「不法処理監視員」の配置、県警による「環境モニター」制度*の導入等、体制の強化が図られてきたところである。

不法投棄や野外焼却の不適正処理に関しては、早期に発見し対策をすみやかに進めていく必要がある。また、不適正処理の未然防止のため、排出事業者や処理業者に対して、さらなる啓発等を行う必要がある。

(2) 原状回復が困難である

産業廃棄物の不適正処理事案の解決は、悪質行為者の検挙等の措置だけで済むものではなく、投棄物の撤去等、原状回復を行わねばならない。

不法投棄された廃棄物の撤去等については、地域環境への影響等を踏まえ、その撤去に要する費用負担の手法等について、検討していく必要がある。

(3) 処理施設が不足する

最終処分せざるを得ない廃棄物の排出は避けられること、県域を越えて埋立等により処分されている実態もあり、今後とも最終処分場を確保していくことは必要であるが、一方で、高度な環境保全上の配慮が求められ、また、多額の投資が必要となることから、個々の事業者単独での設置は困難である場合が多く、公共関与による広域的な最終処分場の確保等を図る必要がある。

なお、こうした公共関与による施設が整備されるまでの間、中小企業者の支援の立場から、一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物については、排出事業者責任の原則の下で、市町が必要な費用を徴収しながら焼却等の処理を進める必要がある。

(4) 施設設置を巡る紛争が絶えない

産業廃棄物についてはマイナスイメージでとらえられることが多く、産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、住民と事業者の間で紛争が生じ、数年以上にもわたり、施設設置の手続きが膠着してしまうことも珍しくない。

このため、県では、平成元年9月に、事業計画の事前公開、住民の意向反映、地元市町長への協力要請、紛争のあっせん等住民との合意形成手続きを定めた「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「紛争調整条例」という。）」を施行しているが、今後とも引き続き、本条例の的確な運用を図り、住民と事業者間の相互信頼の確保に努め、施設設置の合意形成を図っていく必要がある。

(5) 負の遺産（P C B*廃棄物）の処理が進まない

産業廃棄物の課題解決は、施設の改善等将来に向けての措置だけで済むものではなく、永年、保管を余儀なくされ、紛失のおそれのあるP C B廃棄物等負の遺産の解消を進める必要があるところに、難しさがある。

P C B廃棄物については、平成 13 年の新法により、国をあげて、その処理に向けた第一歩踏み出したところであり、県においても処理計画策定を進める必要がある。